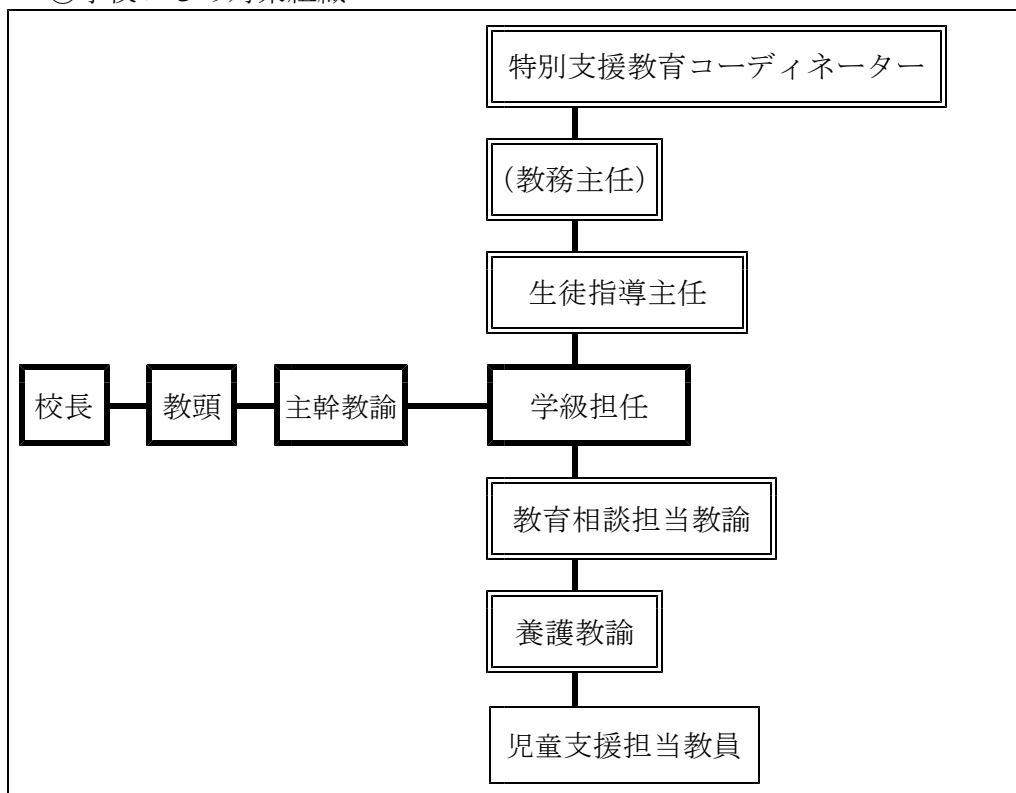


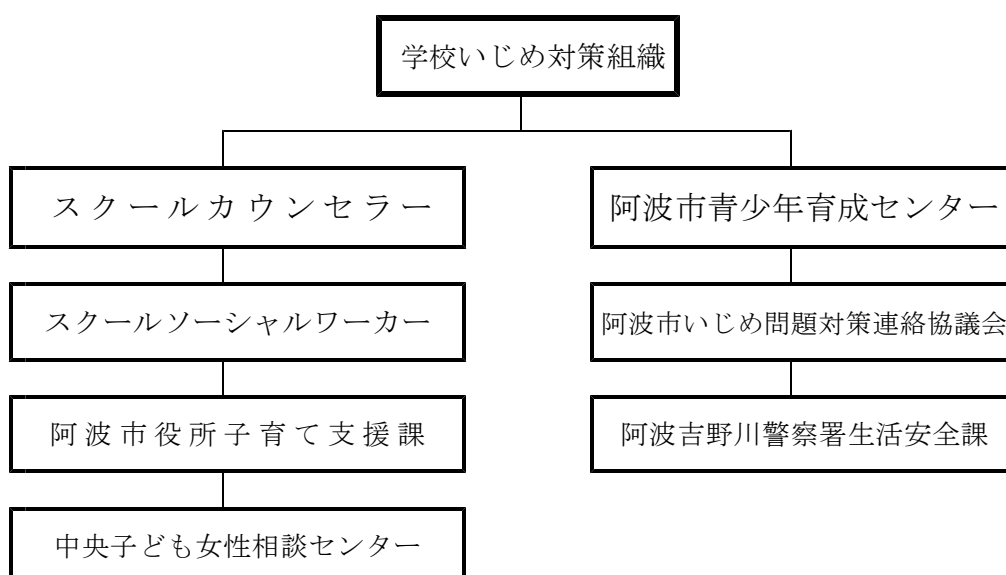
# いじめ重大事態への対応マニュアル（大俣小学校）

## （1）組織員の構成

### ①学校いじめ対策組織



### ②大俣小学校いじめ問題調査委員会（外部人材を加えた組織）



## （2）マスコミへの対応

窓口の一本化、正確な情報と丁寧な対応（対応者：校長）

(3) 重大事態発生時の対応  
(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 令和6年8月改訂参照)

- I 重大事態の発生（疑いを含む）
- II 阿波市教育委員会学校教育課に報告する  
(学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)
- III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)
  - ・ 公平性、中立性が確保された組織が事実確認を行う。
  - ・ 被害児童・保護者に調査等の事前説明を行う。
  - ・ 甲又は乙のどちらかが調査の主体となるかを決定する。  
甲：学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織  
乙：調査を行うための第三者組織（大俣小学校いじめ問題調査委員会）
- IV 対象児童・保護者への調査方針の事前説明を行う
  - ・ 調査前に対象児童、保護者に①～⑦を説明する。
    - ①調査の根拠、目的
    - ②調査組織の構成
    - ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
    - ④調査事項・調査対象
    - ⑤調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順）
    - ⑥調査結果の提供
    - ⑦調査終了後の対応
  - ・ 被害児童・保護者に寄り添った対応を第一とする。
  - ・ 関係児童・保護者に対しても事前の説明を行う。
- V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する
  - ・ 可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。
  - ・ 調査全体の流れ
    - ①学校の組織体制等の基本情報の把握およびこれまで作成している対応記録等の確認
    - ②対象児童・保護者からの聴き取り
    - ③聴き取りやアンケート調査等の実施
    - ④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
    - ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
    - ⑥報告書の作成、取りまとめ
- VI 調査結果を阿波市教育委員会学校教育課に報告する
- VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる
  - ・ 対象児童・保護者への調査結果の説明。事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的に心のケアを行う。
  - ・ 被害児童が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
  - ・ 加害児童・保護者に調査結果の説明を行い、必要な指導および適切な支援を行う。
  - ・ これまでの対応を見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。
  - ・ 調査報告書の取りまとめをする。
  - ・ いじめに犯罪行為として取り扱う必要がある場合は迅速に警察等との連携を図る。
  - ・ 調査結果について、阿波市教育委員会は、阿波市長に報告する。